

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション人楽
所在地	奈良県大和高田市大字大中 78 番地 7
連絡先	0745-44-9948
管理者名	榮永 奈緒美
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	2960290050 号
サービス提供地域	大和高田市 香芝市 葛城市 橿原市 広陵町 上牧町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00
定休日	土・日・年末年始

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1 名	0 名	1 名
看護師	看護師・准看護師	2 名	6 名	8 名
理学療法士	理学療法士	3 名	6 名	9 名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0745-44-9948

担当者 : 榮永 奈緒美

受付時間 : 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金

【別紙参照】

(2) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

【 会社の概要 】

社 名	株式会社人楽
資本金	400万円
社員数	30名（契約社員含む）
設 立	平成24年4月
所在地	奈良県香芝市穴虫 3260-18
代表者	榮永 純一

【 事業内容 】

訪問看護

介護保険 利用料金 ※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○訪問看護費 利用料金

サービス所要時間	単位
20 分未満	3 1 4 単位
30 分未満	4 7 1 単位
30 分以上 1 時間未満	8 2 3 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 1 2 8 単位
訪問リハビリテーション料（1 回 2 0 分につき）	2 9 4 単位

○介護予防訪問看護費 利用料金

サービス所要時間	単位
20 分未満	3 0 3 単位
30 分未満	4 5 1 単位
30 分以上 1 時間未満	7 9 4 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 0 9 0 単位
訪問リハビリテーション料（1 回 20 分につき）	2 8 4 単位

○サービスの加算料金

加 算 項 目		単位
初回加算		3 0 0 単位
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1 月につき）		5 0 0 単位
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1 月につき）		2 5 0 単位
緊急時訪問看護加算 1（1 月につき）		6 0 0 単位
複数名訪問加算 （Ⅰ）	所要時間 30 分未満の場合	2 5 4 単位
	所要時間 30 分以上の場合	4 0 2 単位
複数名訪問加算 （Ⅱ）	所要時間 30 分未満の場合	2 0 1 単位
	所要時間 30 分以上の場合	3 1 7 単位
長 時 間 訪 問 看 護 加 算		3 0 0 単位
退院時共同指導加算		6 0 0 単位
看護・介護職員連携強化加算		2 5 0 単位
ターミナルケア加算		2 5 0 0 単位

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。

※上記利用単位に、10.21 円を乗じた額にたいして、各利用者様に定められた負担割合に応じた額が自己負担金となります。

訪問看護 料金表 (医療保険)

(1) 基本料金

(令和6年6月1日現在)

訪問看護基本療養費 (I)	看護等週3日まで	5550 円
	※准看護師の場合	5050 円
	週4日目以降	6550 円
	※准看護師の場合	6050 円
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者)	同1日に3人以上	
	①正看護師：週3日目まで	2780 円
	②正看護師：週4日目以降	3280 円
	③准看護師：週3日目まで	2530 円
	④准看護師：週4日目以降	3030 円
訪問看護基本療養費 (III) (外泊中)	保健師、看護師、理学療法士 の場合	8500 円
訪問看護ターミナルケア療養費	当事業所の看護師が利用者様 が亡くなられた日及び亡くなら れる前14日以内に2回以上ター ミナルケアを実施した場合	死亡月につき 25000 円
訪問看護管理療養費	計画書・報告書を主治医に提出 するとともに利用者に対して計画 的な管理を継続して行った場合	月の初日 7670 円 月の2回目以降 3000 円
訪問看護ベースアップ評価 (I)	職員の処遇改善を行い人員確保 に努め、良質なサービスの提供を 続けるための取り組み	1 月 780 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	マイナナンバーカードを使用し ご利用様の診療情報を取得した 上で介入を行い質の高い医療を 提供するための取り組み	1 月 50 円

(2) 加算料金

①早朝・夜間加算 (6～8時、18～22時)

1 回 2100 円

深夜加算 (22～6時)

1 回 4200 円

②24 時間対応体制加算

利用者様・家族様等に対して 24 時間対応体制にあり、計画外の

緊急時間訪問を必要に応じて行う場合に加算されます

1月 6800円

③緊急訪問看護加算

利用者又は家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき緊急に指定訪問看護を実施した場合に算定されます。

月 14 日目まで

1日 2650円

月 15 日目以降

1日 2000円

④退院時共同指導加算

入院中・入所中の方に対して退院・退所にあたって看護師等が療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

1回 8000円

※特別な管理が必要な方に行った場合は2000円加算されます

⑤退院支援指導加算

・退院日当日に訪問看護を行った場合、次の訪問の際に基本療養費に加算されます

1回 6000円

・90分を超えた場合、又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合

1回 8400円

⑥複数名訪問看護指導加算

・利用者様・ご家族様の同意を得て、同時に複数の看護師等が一人の利用者様に対して訪問看護を実施した場合、または利用者様の身体的理由により一人での訪問看護が困難な場合

看護師＋（看護師・療法士）

1回 4500円

看護師＋（准看護師）

1回 3800円

看護師＋（看護補助者）

1回 3000円

⑦難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪、終末期等により主治医が週4回以上の頻繁な訪問看護の指示書の交付を受けた場合には、1日に2回または3回以上、加算する

1日に2回

1日に4500円

1日に3回以上

1日に8000円

⑧特別管理加算

特別な管理を必要とされる利用者に計画的な管理を行った場合加算されます

(Ⅰ) ①在宅慢性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理

を受けている状態の方

②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態の方

1月 5000 円

(Ⅱ) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅

中心静脈栄養法管理指導、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、

在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸指導管理、

在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理、

在宅酸素療法指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けてい

る状態の方

②在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

③人工肛門または人口膀胱を設置している状態の方

④真皮を超える褥瘡の状態の方

1月 2500 円

⑨長時間訪問看護加算

90 分を超える訪問看護を実施した場合

1回 5200 円

※基本料金に対して

社会保険・国民健康保険

: 3 割負担

他、各種医療保険

: 負担割合分

後期高齢者医療被保険

: 負担割合分

各種、公費負担医療費受給者

: 負担なし

(3) その他のご利用料

①永眠時の処置料 (材料費含む)

15000 円

②衛生材料費 (各種使用時に料金をお知らせいたします)

実費

③自費利用

30 分

4500 円

60 分

8500 円

④交通費

1 回 (遠方の場合)

330 円